

# 資源超過利潤稅

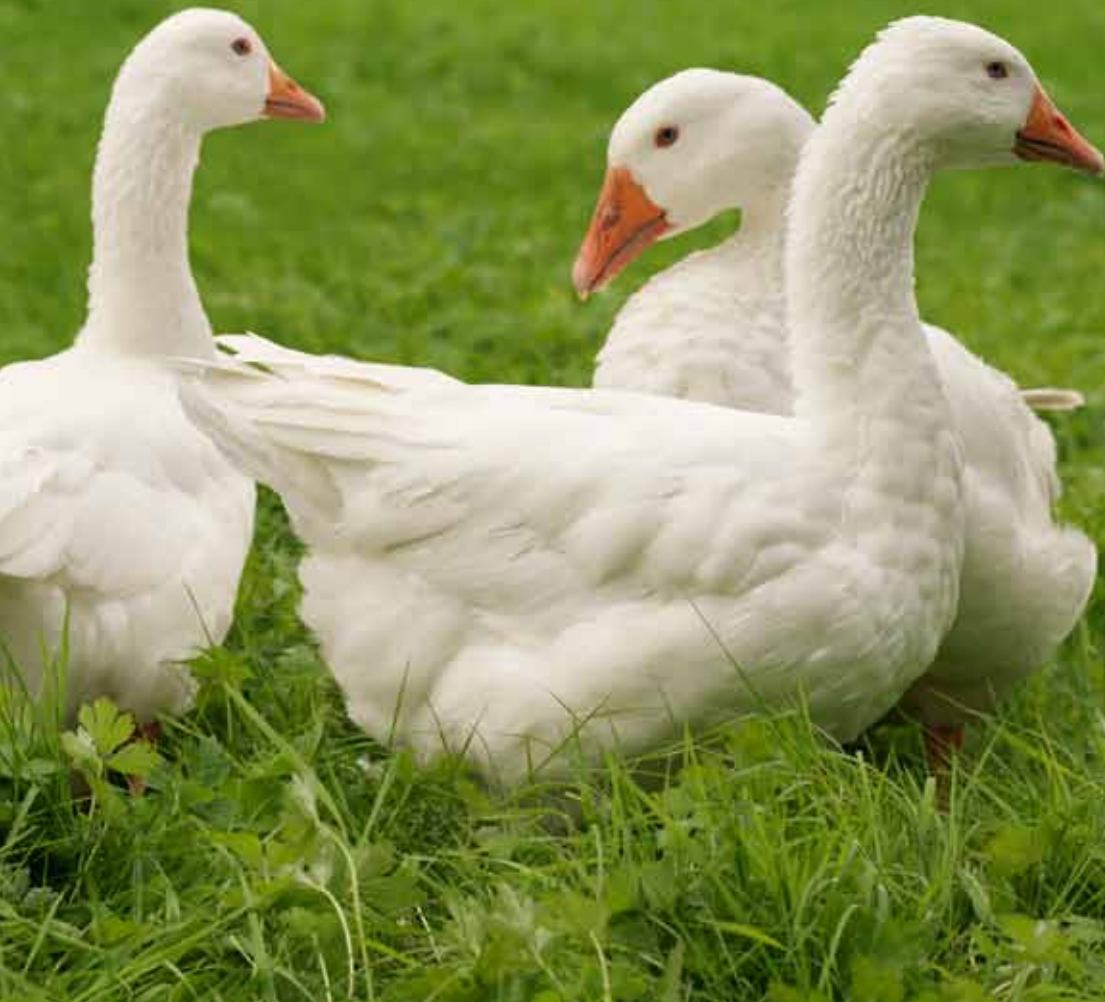
2010年5月



「資源業界に対する超過利潤課税は当業界の国際競争力に影響を及ぼすことはない、政府は果敢にも想定しています。その想定が外れた場合、私たちは金の卵を産むガチョウを殺すリスクを負うことになります。」

アーンスト・アンド・ヤング

税務リーダー グラハム・フランク



# はじめに

オーストラリアの包括的な税制見直しを提言した報告書、Australia's Future Tax System、ヘンリー・レビューが政府に提出されました。その報告書に対する政府回答の歳入項目の中心となるのは、資源超過利潤税 (Resource Super Profits Tax, RSPT) です。RSPTは、2012年7月1日から既存及び将来的な再生不能資源プロジェクトのすべてに対して適用されることとなります。

ヘンリー・レビューを受けて、政府は「強さ、公平さ、そして簡素さを向上した、将来に向けた税制案」を打ち出しました。しかし本当にそうでしょうか？

ヘンリー・レビューは包括的な内容ですが、政府の回答は限定的です。RSPT案によってかなりの影響を受ける資源業界においては、今後の協議が特に不可欠です。

RSPTは、資源業界にとって懸念要因となっているといえます。政府回答により、資源産業は他の産業と対等に競争せざるを得なくなり、オーストラリアの経済において著しい成功を収めている分野に対する投資を停滞させる可能性もあります。資源課税制度を改革するという政府の決定により、プロジェクトの確実性や国家リスクの問題が浮上することも考えられます。

ロイヤルティ制度の構造改革 (ヘンリー・レビューにおいて推奨される資源使用税 (Resource Rent Tax) の基盤) に取り組むことなく既存の州ロイヤルティ制度と同時にRSPTを適用すれば、資源業界にとっては対応すべき税がまた一つ増えることとなります。

政府は、RSPTが国際競争力に悪影響を及ぼすことはない、果敢にも想定しています。今後は、資源業界や州との協議プロセスが不可欠となるでしょう。このプロセスでは「画一的な」RSPT制度が適切であるかどうか、経過措置はどのように機能するのか、州ロイヤルティのクレジット提供はどのように適用されるのか、という点について検討する必要があります。

資源業界は当初、こうした改革がオーストラリアの資源産業や雇用そして競争力に及ぼす可能性のある悪影響について強い懸念を示しました。

資源業界について公表されているその他の新税制案は以下の通りです。

- ▶ 資源探査レポート (RER)
- ▶ 州インフラ基金

# 協議と法律制定

## 資源超過利潤税案の要点:

- ▶ 資源プロジェクトの超過利潤に対して40%の税率が適用される。
- ▶ 採掘利益のみを対象とする。
- ▶ 既存及び将来の再生不能資源プロジェクトのすべてに適用される。
- ▶ 法人税算定の際に損金算入される。
- ▶ 資本コスト(RSPT資本勘定)の減価償却控除。
- ▶ 未償却残高は、10年国債利率を用いて年次で割増計算。未償却残高(RSPT開始時点で存在する残高、すなわちRSPT開始ベースを除く)は他のプロジェクトに移転可能である。
- ▶ 他のプロジェクトに移転できない未償却残高に関するRSPT額は、プロジェクト終了の際に払戻しを受けることができる。
- ▶ 支払い済み州ロイヤルティに払戻可能クレジットを提供。
- ▶ 現在原油税を支払っているプロジェクトは今後支払不要となるが、州ロイヤルティは引き続き支払わなければならない。

協議期間の日程は厳しく、原則案の提出は2010年7月、最終策定書(Design Paper)は2010年後半が目処とされています。

2012年7月1日の施行に向けた法律制定の作業日程は以下の通りです。

日程	段階
2010年5月 - 6月	準備協議 主要利害関係者とのハイレベル協議
2010年7月	広範囲に及ぶ協議と討議報告書(Issues Paper)の発表 利害関係者からの提案受付
2010年後半	最終策定書
2011年中頃	公開法案
2011年後半	法案の国会提出
2012年7月1日	施行

## RSPT案の要点

RSPTは、プロジェクト生産を対象とするのではなく、プロジェクトの利益に対して課税する資源使用税形式です。この税は、収益性の低いプロジェクトから収益性の高いプロジェクトへと税負担を移行するために策定されています。RSPT導入により、政府は2012年/13年に30億ドル、2013年/14年には90億ドルの歳入増加を見込んでいます。

RSPT案の要点は、左のブルアウトボックスでご確認ください。

### プロジェクトの全体的な税コストは？

大半のプロジェクト(石油資源使用税:Petroleum Resource Rent Tax、PRRTの対象となるプロジェクトを除く)には、法人税、州ロイヤルティそしてRSPTが適用されます。理論上、プロジェクトの利益は56.8%の実効税率の対象となります<sup>1</sup>。この税率は、RSPTと法人税との相互作用によって生じます。

25%の法人税(現行は30%)と40%のRSPTに基づく算出により、ヘンリー・レビューが55%の総税負担を推奨している点は注目に値します。政府は、ヘンリー・レビューにおけるRSPT税率の40%は採用していますが、法人税の減税は28%までに留めています。

<sup>1</sup> 28%の法人税率を想定。100ドルのプロジェクト利益の場合、RSPTは40ドル、法人税は16.8ドル[(\$100 - \$40) x 28%]となります。ロイヤルティはRSPTに対して控除可能なので、40ドルの中にもまれるものと仮定されています。以下によって、実際の実効税率が高くなる可能性もあります。(1) RSPT上提案されている資金調達コストは費用として認識しない取扱い、及び(2) 将来的な州ロイヤルティが、RSPT税に対して許容されるロイヤルティ・クレジットの上限を超える可能性。

RSPTは、資源業界にとって懸念要因となっているといえます。政府回答により、資源産業は他の産業と対等に競争せざるを得なくなり、オーストラリアの経済において著しい成功を収めている分野に対する投資を停滞させる可能性もあります。



# RSPT案の詳細

具体的な減価償却率についてはまだ発表がありませんが、政府は、可能な場合には既存の税務上の減価償却規定 (Uniform Capital Allowance)を適用できると述べています。

## RSPT債務額の算出

RSPT案の算出概要は以下の表の通りです。

### 課税対象収益

- 控除費用(減価償却も含む)
- RSPT 控除額(RSPT Allowance)\*
- 前年のプロジェクト損失(ある場合)

= RSPT プロジェクト損益

+/- 移転された損失

= RSPT 純損益\*\*

RSPT債務 = RSPT純利益の40%

RSPT資本勘定期末残高 = 有形資産の未償却残高プラス繰越損失

\* RSPT 資本勘定期首残高 x RSPT控除率

\*\*プロジェクト損失は、移転又は繰越される。

## 課税対象収益と控除可能支出

RSPTは、資源売上からの収益を課税対象とします。RSPTでは、資源プロジェクトの所有権移転による収益は除外すると考えられています。プロジェクトから外部へ移転される資産は残高調整の対象となります。

RSPTは、資源の探掘と課税ポイントまでの輸送コストを控除対象とします。

プロジェクト資本支出は減価償却ベースで控除できます。具体的な減価償却率についてはまだ発表がありませんが、政府は、可能な場合には既存の税務上の減価償却規定(Uniform Capital Allowance)を適用できると述べています。

RSPTにおいては、探査費用は即時に控除可能となります。法人税法上、払戻可能探査レポートが適用される探査費用と同じ範囲の探査費用については、即時控除が可能とされています。

RSPTは、以下のタイプの費用について控除を認めていません。

- ▶ 利息及び資金調達費用の支払(株式発行費用も含む)、株式の払戻、配当金支払、金融ヘッジコスト
- ▶ 既存の探査権、保留リース、開発ライセンス、生産ライセンス、パイプラインライセンス又はアクセス権等の権益取得のための支払
- ▶ RSPTの対象となるプロジェクト持分取得のための支払
- ▶ 法人税又はGSTの支払

## RSPT資本勘定

RSPT資本勘定は、未償却有形資産費用及び繰越損失を記録する税金勘定です。

RSPT控除額は、前課税年度末のRSPT資本勘定の残高を用いて算出します。RSPT納税額を計算する過程で、このRSPT控除額を収益から差し引きます。

## RSPT損失の取扱

課税年度において、RSPT控除額を含むプロジェクト費用がプロジェクト収益を上回る場合、RSPT損失が発生します。

損失が発生しているプロジェクトから事業体や企業グループ内で利益のある他のプロジェクトに、課税年度について発生する適格費用を移転することが可能です。利益のある他のプロジェクトがない場合には、損失は繰り越されます。

繰越損失は、RSPT資本勘定に含まれ、事業体又は100%の持分関係にある企業グループ内の将来的な課税対象資源超過利潤を相殺するために使用することができます。

課税年度について移転可能な金額は、事業体又は企業グループが所有するその他のプロジェクトにおける課税対象RSPT利益の額を上限とします。つまり、損失移転によりRSPT課税対象利益がゼロを下回ることはありません。

プロジェクトが終結し、損失を他のプロジェクトに移転することができない場合には、当該損失に関するRSPT額は払い戻されません。

## RSPT控除率

RSPT控除率とは、課税年度毎のRSPT資本勘定（繰越損失及び減価償却対象ベースの前年度末残高）からRSPT控除額を算出する際に用いるレートです。

RSPT控除率は、毎年10年国債利率をもとに設定されます。

## 実例<sup>2</sup>

- ▶ 以下の表は、プロジェクト利益に関するRSPT算出を示すものです。
- ▶ 100ドルの資本的支出がプロジェクト開始1年目の期首にあったとします。政府は、資本的支出については、減価償却を通じて認識します。この例では、1年目の減価償却として60ドル、2年目の減価償却として40ドルが控除されることとなります。
- ▶ 1年目には、プロジェクトの収益は発生していません。そのため、プロジェクトは1年目に60ドルのRSPT損失を認識します。60ドルの繰越損失は40ドルの資産の未償却残高と共に繰り越され、結果としてRSPT資本ベースは合計100ドルとなります。
- ▶ 2年目に、プロジェクトは150ドルの収益を計上しました。プロジェクトは2年目の減価償却（40ドル）及び前年度繰越損失（60ドル）、そしてRSPT控除額（6ドル<sup>3</sup>）を控除することができます。
- ▶ 投資家は、2年目に44ドルのRSPT課税対象利益を認識し、RSPTとして18ドルを政府に支払います。

内容	項目	1年目	2年目
収益	(1)	0	150
支出(減価償却等)を差し引く	(2)	60	40
RSPT控除額(RSPT資本ベースに適用される6%)を差し引く	(3)	0	6
前年繰越遊休損失を差し引く	(4)	0	60
RSPT純利益(項目1から2、3、4を差し引く)	(5)	-60	44
課税対象RSPT利益(項目5が負である場合はゼロ)	(6)	0	44
税率40%	(7)	(0)	18
初期投資(1年目の7月1日)	(8)	100	該当なし
繰越損失(負の場合は項目5)	(9)	60	0
未償却資産	(10)	40	0
RSPT資本ベース(項目9+10)	(11)	100	0
	(11)	100	0

2 出典: Box 4.4: The Resource Super Profits Tax – a worked example from the Resource Super Profits Tax – A fair return nation (ボックス4.4: 資源超過利潤税 – 資源超過利潤税の実例 – 適性利潤国家)

3 LTBR は 6%と仮定します。

# 経過措置

## 既存プロジェクトの開始ベース

既存の資源プロジェクトはRSPTの対象となります。

ただし、すでに石油資源使用税(PRRT)の対象となっているプロジェクトについては例外とします。PRRTの範囲に該当するプロジェクトは、引き続きPRRTの対象となります。

また、RSPTへの移行を選択する場合はこの限りではなく、移行までの期間PRRTの対象となるものとします。

既存プロジェクトのRSPTへの移行にあたる経過措置として、政府は、新制度導入にあたり事業者がRSPT開始ベースを用いる事を認めています。

RSPT開始ベースは、原則として、2010年5月2日時点で入手可能な直近の監査済財務諸表上の既存プロジェクト資産の帳簿価額の100となります。帳簿価額は、オーストラリア会計基準に従って算出された額を反映するものでなければなりません。

会計監査が行われた財務諸表の決算日から、2010年5月2日までに取得された資産については、資産の取得原価がRSPT開始ベースに含まれます。

監査済の帳簿価額を入手できない場合は、市場価格を使用することができます。

RSPT開始ベースは、RSPT控除率により毎年前年度末未償却残高が割増されます。

暫定期間中に資産が処分された場合又はプロジェクトから移転された場合には、当該資産のRSPT控除率による割増調整後のRSPTベースがRSPT開始ベースから削除されます。

## 開始ベースの控除

政府は、RSPT開始ベースを施行後5年間にわたって減価償却することを認めています。減価償却率は、初年度は36%、2年目は24%、3年目と4年目は15%、最終年は10%となります。プロジェクトにおいて控除を完全に活用するのに十分なRSPT収益が発生しない場合は、損失を繰越し、将来の課税対象収益と相殺することができます。RSPT開始ベースからの損失を他のプロジェクトに移転することはできず、プロジェクトが終了した場合、払戻しも認められません。

## 2010年5月2日から施行時点までの投資

2010年5月2日から施行時点まで(暫定期間)に負担した費用(探査を含む)は、施行後費用と同様に取り扱われます。

納税者は、新規資本支出をRSPT資本勘定への加算額として計上することができます。暫定期間中の資本的支出及び探査費用のすべてがその取得原価に基づいてRSPT資本勘定に含まれ、取得時からRSPT控除率により割増調整されることとなります。暫定期間中は、RSPT上の資本的支出及び探査費用の減価償却は行われません。

これらの支出は、施行後のRSPT損失移転及び払戻規定の適用対象となります。



# 州及び準州の ロイヤルティ

RSPT開始後に州政府に支払うロイヤルティについて、資源事業体に払戻可能なクレジットが提案されています。

政府は、一部のロイヤルティが名目ドル建てであり適時増加させる必要がある一方で、他のロイヤルティは鉱山毎に適用されている状況下で、どのロイヤルティ率を控除対象とするかという点について州と協議すると発表しています。また、払戻可能クレジットは少なくとも発表時に課されているロイヤルティ額まで提供される(既に予定されている増額及び適切な物価スライドを含む)と政府は発表しています。

RSPTとPRRT及びロイヤルティ制度の比較			
	資源超過利潤税	石油資源使用税	ロイヤルティ
課税対象となる基準	利益に対する課税	利益に対する課税	生産高に対する課税
初回納税以前に資本的支出を全額回収	全額回収しない	全額回収する	全額回収しない
資本的支出の控除可能性	資本的支出を長期的に減価償却	資本的支出の即時控除	通常適用されない <sup>4</sup>
支出の移転可能性	RSPT開始ベースを除き、未控除残高の移転可能	探査費用のみの移転	該当なし—プロジェクト費用の隔離なし
プロジェクト終結時の未控除支出残高の払戻可能性	プロジェクト終結時の未控除支出残高の払戻可能性 <sup>5</sup>	閉鎖費用のみ払戻可能	該当なし—プロジェクト費用の隔離なし
資本割増控除(アップリフト)	資本的支出の割増調整(アップリフト)は10年長期国債利率(LTBR)	開発費用及び探査費用についてそれぞれLTBR+5%とLTBR+15%など、各種レート	なし



<sup>4</sup> ただし、特定の制度では、地上で発生する費用に対する資本支出の減価償却を、上水門や鉱山ゲートの ネットバック価値算出に適用することができます。

<sup>5</sup> 移転可能でない場合。

# 主な課題

「今後の投資決定を下す上で、この税の影響や投資収益率に対する影響について理解しておくことが不可欠となるでしょう。」

オセアニア地区

鉱業・金属取引リーダー

ポール・マーフィ

RSPTは、資源企業に複雑かつ重要な多くの課題をもたらします。これらは、政府の協議プロセスで議論される予定です。

重要な課題は以下の通りです。

経過措置

既存プロジェクトはRSPTへの移行に際しRSPT開始ベースを算出し、将来的なRSPT債務を減額する初期控除額を確定します。前述の通り、政府は、RSPT開始ベースについて以下のように発表しています。

- ▶ プロジェクト資産に関する直近の監査済会計帳簿価額又は当該帳簿価額が入手できない場合は市場価格に基づく。
- ▶ 監査済財務諸表の決算日から2010年5月2日までに取得した資産の取得原価を含む。

資源事業会社はそれぞれ異なる会計方針を採用しているため、納税者によってこのRSPT算定方式がもたらす結果が異なる可能性があります。例えば、減価償却や期間償却方針、減損配分、資産計上方針等の会計方針に違いがある場合、納税者によって異なる結果が生じるものと見込まれます。大半の企業の場合、2009年6月30日の会計には減損費用が含まれています。会計処理を用いるこの措置は、剥土費用や地下開発ドライブシステム、ボックスカットなどに関して保守的な資産化方針を取る企業に不利となりかねません。また、過去のコモディティ・サイクルにおいて減価償却されている長期資産を抱える企業にも影響が及びます。

発表された新制度案では、「埋蔵資源価値」は開始ベースから除外する旨が定められています。これにより資源プロジェクト買収コストが除外され、買収プロジェクトの過去の購入価格配分の調査を余儀なくされる可能性もあります。

現時点では、経過措置に関する詳細は不明です。経過措置は、既存プロジェクトに重大な影響を及ぼすものと考えられます。

多くの既存プロジェクトが長年にわたって運営されている状況下で、政府は、リスクのないプロジェクトに対して、実質的に40%の権益を取得したような結果になります。取得費用に基づく開始ベースは、当初のプロジェクト参加者が負担したリスクを必ずしも反映するものではありません。

課税対象収益の算定

RSPTでは、資源売上からの収益を課税対象とします。営業費、探査費及び資本償却について控除が可能となります。この計算方法に関連する主な問題は、以下の通りです。:

a. 課税ポイント - プロジェクト収益が課税対象となる時点については、政府回答では示されておらず今後業界との協議により決定する予定です。ヘンリー・レビューでは、原則として課税ポイントを資源採取時に近い時点に設定することを推奨しています。課税ポイントを、販売可能商品の認識時点と併せて設定する案も提示されています。PRRTに関する過去の経験からすると、この問題は議論を呼ぶ複雑な問題となる可能性があり、以下の問題も浮上すると考えられます。

- ▶ 商品価値及びバリュー・チェーン全体についての利益配分の決定
- ▶ 控除可能コスト(課税ポイント以前に発生するコスト)を確定するためのコスト配分
- ▶ コンプライアンス・コスト

b. コストの控除可能性 - 特定費用(資金調達コスト、プロジェクト権益取得コスト等)は控除対象外として取り扱われます。他のどの費用が、控除可能とするのに十分なプロジェクト関連性を有するものか、判断する方法はまだ決まっていません。法案策定においては、間接プロジェクト費用(本社コスト)の取扱い等の問題を検討する必要があります。

#### 州ロイヤルティ及び税との相互作用

現在、州ベースのロイヤルティの対象となっているすべての既存プロジェクトが、RSPTの課税対象となります。州ロイヤルティは継続しますが、RSPT税制上で控除可能となります。このクレジットの算出方法、そしてクレジット時期や企業のキャッシュフローに対する影響など、既存及び将来的な州ロイヤルティ率との調整方法をどのように判断するかが、法案策定における主な問題となります。

新制度案では「払戻可能クレジットは少なくとも発表時に課されるロイヤルティ額まで提供される」と提案されています。

州ロイヤルティが将来的に増加した場合、このような発表内容では控除可能性が制限される可能性もあります。「二重課税」が生じないように、州税は完全に控除可能であり続けることが重要です。

ロイヤルティの支払やクレジットの処理に伴うキャッシュフロー問題について、各企業が検討することが不可欠となります。

政府は、印紙税やその他の州税とRSPTとの重複についてはその立場を明らかにしていません。特に、資源プロジェクトの権益移転に課される手数料や印紙税を廃止すべきであるとするヘンリー・レビューの推奨については、政府は言及していません。これらの州税は準ロイヤルティとなり、移転時の資源総価値に対して約5%の追加的コストになると考えられます。これらの州税が廃止されない場合には、州ロイヤルティに関する案と同様に、印紙税やその他州税についてもRSPTに対するクレジット適用を検討すべきでしょう。

#### インプテーションシステムとの相互作用

RSPT制度下では、支払われる税の総額(法人税とRSPT)が増加する可能性があります。しかしながら、法人税上、RSPTが損金算入されることによりプロジェクト単位での法人税額は減少します。したがって、増税となる一方でフランキング・クレジットは減少することになります。

#### 石油資源使用税 (PRRT) の対象となる既存の石油及びガスプロジェクト

PRRTの対象となる既存プロジェクトは、RSPTの強制適用対象とはなりませんが、RSPTの適用を選択することが可能です。既存プロジェクトの経過措置に関する詳細は明らかにされておらず、業界が今後協議する重要な問題となります。

今回の発表により、以下を始めとする数々の問題が浮上しています。

- ▶ 既存PRRTの費用割増規定 (Augmentation) による利得は、RSPTへ移行するPRRTプロジェクトにおいてどのように認識されるのか？

- ▶ どのプロジェクトがRSPTを選択できるか？ 選択をした場合、既存の生産ライセンスに対してのみ適用されるのか？ それとも探査許可や保留リースに対しても適用されるのか？

- ▶ 共通インフラを使用する複数のプロジェクトに関して、PRRTとRSPT制度はどのように相互作用するのか？

- ▶ 新規プロジェクトにRSPTを採用すると、既存のPRRTプロジェクトの探査費用グループ化が妨げられるのか？

RSPTへの移行という取消不能な選択をするかどうか検討する上で、これらは石油産業界にとって重要な問題となります。

とりわけ、既存の課税制度を維持するという選択肢は、PRRT対象外の石油及びガスプロジェクトには提供されません。

#### 国債金利

資本的支出は、10年国債利率で割増調整されます。これは、PRRT制度において適用される利率をはるかに下回ります。また、企業が国債金利で資金調達をする立場になることが一般的であるという点も重要です。それに加え、資金調達コストがRSPT上控除対象でないため、借入で資金調達したプロジェクトの実質的なRSPT税率は、公表されている40%という利率を上回る場合が考えられます。

「RSPTの影響を完全に理解しておくことが、資源会社にとって不可欠です。また、政府の協議プロセスに参加し、法案策定において意見を提示しなければなりません。」

グローバル金属・工業セクター  
責任者、及びオセアニア地区担当  
マイク・エリオット

#### RSPT探査控除

RSPTでは探査控除が可能です。RSPT控除と払戻可能探査レポート(RER)相殺(法人税率において)の両方が利用できるため、生産会社は探査コスト(税引き後)を削減できる可能性があります<sup>6</sup>。

RSPTでは、生産資産を持たない探査会社は収益が発生する時点又はプロジェクトが休止する時点までRSPT控除を利用できないため、生産資産を持たない探査会社の限界探査費用は、生産資産を持つ会社の限界探査費用を上回るようになります。

#### 探査費用対 開発費用

RSPTでは、資本的支出は減価償却され、探査費用は即時控除可能となります。発表資料には、この区別についての明確な説明はありません。特定のフィージビリティ・コスト(例えば、適切な処置を決定するための初期段階エンジニアリングや設計)の取扱いについて、明確にする必要があります。

#### 取引

RSPTの対象となる資産の購入価格はRSPT控除の対象とはならず、買手は売手のRSPT未控除資本ベースを受け継ぐことになるようです。資源プロジェクトの売却によってRSPT債務が発生することはないと考えられますが、この点は改めて確認する必要があります。

この制度上、資源プロジェクト買収を評価するにあたって、売手の税務プロファイルを理解しておく必要性が生じます。

資本ベースを定量化し、適切な記録を確実に入手するためには、すべての資源取引についてRSPTデュー・デリジェンスが求められると考えられます。

#### 財務諸表に対する影響

RSPT導入に際し、それが会計基準上の「所得税」(Income Tax)なのかどうかをはっきりさせる必要があります。この点に関し、既存のPRRTでは、会計基準AASB112に従い、財務諸表上の所得税とされています。

RSPTが財務諸表上の所得税として取り扱われる場合、税効果会計が適用されます。その結果、以下の問題を考慮する必要があります。

1. 財務諸表上の開示
2. 財務諸表の比較可能性
3. 債務契約条項に対する影響
4. 初期認識の際の税金費用の影響

#### 合併事業協定の構造

アーンスト・アンド・ヤングは、合併事業協定、特にファーム・イン協定を見直すことを推奨します。詳細事項を把握する必要がありますが、資源プロジェクトの権益を保有することによって、RSPT債務の発生が見込まれます。支出に対してRSPT控除を可能にするために、プロジェクトの権益保有する必要があるかは否か、現時点では明確ではありません。これは、プロジェクト権益を取得する以前に発生した費用の取扱いについて、ファーム・イン協定に影響を及ぼす可能性があります。

<sup>6</sup> 別改正案として発表。個別株主に対するフロー・スルー制度には及ばないものの、法案では企業レベルの探査レポートについて規定しています。

## ヘッジ

資料によると、「金融ヘッジコスト」は控除対象外である一方で、「営業ヘッジ損益」は業界協議の対象となります。このヘッジの影響は以下に及ぶと考えられます。

1. 将来的にヘッジされる生産高の範囲
2. 既存のヘッジポジションに関連する潜在的金融リスク

## その他の課題

RSPT導入に伴い検討すべき課題は他にも数多くあります。

1. コンプライアンス・コスト
2. 特にRSPT税の外国税額控除可能性に関する二国間租税条約との相互作用
3. 機能通貨採用の可否
4. 減価償却率 — 発表された新制度案では、未控除資本コストの減価償却ベースについて明示されていません。法人税減価償却が指針となるものと考えられますが、この問題は協議の上で明確にする必要があります
5. 修復費
6. 「プロジェクト」の定義

## 資源会社が行うべきこと

政府は、現在から2010年末までの協議プロセスについて発表しています。資源会社に対するRSPTの影響は、今後の協議期間及び経過措置の根拠となる最終法案によって大いに異なるものとアーンスト・アンド・ヤングは考えます。影響を受ける企業は、協議プロセスに積極的に参加すべきでしょう。

資源会社は、現行プロジェクトやプロジェクト案のすべてに対する財務的及び商業的影響を現時点で定量化しておくべきと考えます。この定量化プロセスには以下が含まれます。

- ▶ RSPTの財務的影響のモデリング
- ▶ 会計面での今後の影響についての理解
- ▶ 商業協定及び合併事業契約の見直し

PRRTの対象となる既存の石油及びガスプロジェクトを抱える企業は、PRRTを継続するか、またはRSPTの適用を選択するかを決める必要があります。控除可能額が大幅に減少することを考慮すると、現段階では、企業がPRRTではなくRSPTを選択する動機は見出しづらいのが実状です。しかし、まだ策定されていないPRRTプロジェクト経過規則によっては、状況が変わる可能性もあります。

特定のフィージビリティ・コスト(例えば、適切な処置を決定するための初期段階エンジニアリングや設計)の取扱いについて、明確にする必要があります。

## 政府資源税協議委員会

### ワークショップ

- |            |         |
|------------|---------|
| 5月24日、25日  | (シドニー)  |
| 5月27日、28日  | (ブリスベン) |
| 5月31日、6月1日 | (メルボルン) |
| 6月7日、8日    | (パース)   |
| 6月9日、10日   | (アデレード) |

詳しくは[www.futuretax.gov.au](http://www.futuretax.gov.au) をご覧ください。

# 資源探査リベート(RER)

探査費用の定義が地熱エネルギー活動も含むべく拡大されることは、当業界にとって魅力的な改革となります。

オーストラリアの資源探査に対する投資を促進するために、新たなRERが導入される予定です。これは、ヘンリー・レビューの具体的な推奨事項に対する対応ではなく、現政権が掲げていた選挙綱領に関するものであると見られています。政府は、「フロー・スルー・シェア・スキーム」に代わって当該新制度案を発表しました。

今回の新制度案におけるメリットは、以下の通りです。

- ▶ 一般的な法人税率による払戻可能な税控除の提供
- ▶ 2011年7月1日以降発生するオーストラリア探査費用に適用
- ▶ すべての企業が利用可能

探査費用の法人税控除メリットを即時に受けることができない企業に対しては、探査を実行するインセンティブを提供すべく策定されているため、この新制度案は探査業界に歓迎されると考えられます。この新規レポートの施行日が14ヶ月遅れたことが、レポートが利用可能になるまでの期間探査作業を延期するインセンティブとなっている点にアーンスト・アンド・ヤングは注目しています。

探査費用の定義が地熱エネルギー活動も含むべく拡大されることは、当業界にとって魅力的な改革となります。



# インフラへの 新規投資

政府は、RSPTにより2012年から13年に700百万ドル相当の各州向けの新規インフラ基金を設立できる見込みであるとしています。

このインフラ基金は、道路、鉄道、港、電気供給や上水道などの設備の構築を促進してインフラ障害を排除し、オーストラリアが国内資源を市場に提供できる環境を整えることを目的としています。

政府は、プログラム費用の説明責任を含め、国内建設経済振興政策(Nation Building Economic Stimulus)の経験を踏まえ、適切なガバナンス協定の制定に向けて州と緊密に連絡する必要があります。

## アーンスト・アンド・ヤングのグローバル金属鉱業センター

金属価格の激しい変動や需要に関する不確実性の継続、資本市場の制限により、世界の金属鉱業業界は、課題とチャンス両面で、新たな時代に直面しています。

アーンスト・アンド・ヤングのグローバル金属鉱業センターでは、御社の可能性の実現を支援する世界規模の専門家のチーム、アシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーといった業務の提供に豊かな専門的経験を有するチームを結集させています。

## アーンスト・アンド・ヤングのグローバル石油及びガスセンター

石油・ガス業界は絶えず変化しています。規制圧力の高まり、価格変動、地政学的複雑性など、すべてが大きな課題となります。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル石油及びガスセンターでは、御社の可能性の実現を支援する世界規模の専門家のチーム、アシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーといった業務の提供に豊かな専門的経験を有するチームを結集させています。

同センターは、市場動向の予測、その影響の明確化、関連ある業界の問題に関する観点の策定に取り組んでいます。最終的には、アーンスト・アンド・ヤングが、御社の目標を達成し、より効果的に競合するための支援提供を可能にします。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにして変化をもたらすのです。

### 連絡先

#### オセアニア石油・ガス税務リーダー

Chad Dixon  
Chad.Dixon@au.ey.com  
+61 8 9429 2216

#### Adelaide (アデレード)

Janet Finlay  
Janet.Finlay@au.ey.com  
+61 8 8417 1717

#### Brisbane (ブリスベン)

Brent Ducker  
brent.ducker@au.ey.com  
+61 7 3243 3723

#### Michael Hennessey

Michael.Hennessey@au.ey.com  
+61 7 3243 3691

#### Paul Laxon

paul.laxon@au.ey.com  
+61 7 3243 3735

#### Melbourne (メルボルン)

Andrew van Dinter  
andrew.van.dinter@au.ey.com  
+61 3 8650 7589

#### Perth (パース)

Scott Grimley  
scott.grimley@au.ey.com  
+61 8 9429 2265

#### Basil Mistilis

basil.mistilis@au.ey.com  
+61 8 9429 2258

#### Andrew Nelson

andrew.nelson@au.ey.com  
+61 8 9429 2257

#### Sydney (シドニー)

#### オセアニア・グローバル鉱業・金属リーダー

Mike Elliott  
+61 2 9248 4588  
michael.elliott@au.ey.com

#### Colin Jones

colin.jones@au.ey.com  
+61 2 9248 4724

#### Andrew Lapa

andrew.lapa@au.ey.com  
+61 2 9248 4128

詳しくは、[www.ey.com/au](http://www.ey.com/au)をご覧ください。

## アーンスト・アンド・ヤング

### アシュアランス | 税務 | トランザクション | アドバイザリー

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーといったサービスにおけるグローバルリーダーです。全世界で14万5千名の従業員が、共通の価値観と、クオリティに対する揺らぐことのないコミットメントによって団結しております。当社は、社員やクライアントの皆様、そして広範なコミュニティが可能性を実現する支援をすることにより、変化を起こしています。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

© 2010 Ernst & Young, Australia.

All Rights Reserved.

SCORE Retrieval File No. AU00000715

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとします。特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他のいかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。